

総務省提出資料

民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会

平成16年3月29日

総務省におけるPFI事業への取組みについて

1. 独立行政法人通信総合研究所（CRL）が行うPFI事業について

1. 事業の概要

独立行政法人通信総合研究所（CRL）は、先導的な移動体通信システムの実現に向けた総合的な実証試験を行うための施設の一部について、試験施設の設置及びケーブル類の敷設工事及び運営・管理に関する事業をPFI事業として実施する。（事業名：移動体通信試験施設整備運営事業）

2. 施設の概要

本PFI事業で整備するのは以下の施設である。

- ・局地基地局取付用設備（ポール）
- ・ケーブル類（光ファイバケーブル等）
- ・監視用カメラ及びモニター

3. PFI方式

- ・PFI事業者が整備・所有・運営管理するBOO（Build-Own-Operate）方式
- ・事業期間 平成14年度～平成17年度（4年間）

4. 事業の経過

（これまでの進捗状況）

- 平成14年3月8日** 実施方針を策定・公表し、仕様書（案）とともに、意見招請開始
（3月11日にはCRLのWEBサイト内にPFI関係の情報を掲載：
<http://www2.crl.go.jp/mt/b180/general/pfi/>）
- 3月18日** CRL横須賀無線通信研究センターにて実施方針の説明会開催
- 4月8日** 実施方針、仕様書（案）についての意見招請締め切り
意見受付数 延べ11件（4月16日にWEB上にて回答を掲載）
- 4月26日** 特定事業の選定・公表（WEB上において客観的評価結果とあわせて公表）
- 5月16日** 入札公告（官報告示）
- 5月27日** CRL本所（小金井市）にて入札説明会開催
- 6月26日** 入札締め切り（総合評価一般競争入札）
- 7月11日** 事業者の選定結果の公表（京浜急行電鉄（株）が430百万円で落札）
- 7月25日** 事業者と契約、設計・工事着手（施設整備開始）
- 11月28日** 実験施設完成
- 12月1日** CRL実験開始（施設運用開始）

（今後の予定）

平成18年3月末 PFI事業終了

（CRLが同施設を引き続き使用しない場合は、PFI事業者は施設を撤去する。）

2. 地方公共団体における P F I の積極的活用

1. 地方公共団体の P F I 実施状況

平成 16 年 3 月 4 日現在、112 事例について、実施方針が策定・公表されており、既に供用を開始したものが 19 事例ある。

具体的には、教育・文化関連施設や廃棄物処理施設、複合公共施設、駐車場・駐輪場、義務教育施設、港湾施設等、様々な種類の公共施設の整備が P F I 事業で行われているところ。(別紙 4)

2. 総務省の取組み

地方公共団体における P F I 事業の円滑な実施を促進するため、「地方公共団体における P F I 事業について」(平成 12 年 3 月 29 日付け自治事務次官通知)及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」(平成 12 年 3 月 29 日付け自治省財政局長通知)を発出。

P F I 法の一部改正により、P F I 事業の用に供するため行政財産を P F I 事業者に貸し付けること等が可能となったこと等を踏まえ、P F I 事業により整備された公共施設等の管理や公有財産に関する法令の運用等について上記事務次官通知を改正。(「地方公共団体における P F I 事業について」の改正について)(平成 14 年 4 月 1 日付け総務事務次官通知)

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に関し指定管理者制度が導入されたこと等を踏まえ、P F I 事業により整備された公の施設の管理に関する法令の運用等について上記事務次官通知を改正。(「地方公共団体における P F I 事業について」の改正について)(平成 15 年 9 月 2 日付け総務事務次官通知)(別紙 5)

地方公共団体がPFI事業により公共施設等の整備等を行う場合に生じる財政負担について、以下の地方財政措置を行う。

ア 国庫補助負担金が支出される事業

直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置

イ 地方単独事業として実施されるPFI事業

直接整備する場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、財政措置の仕組みがない施設(公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすもの)については、一定の範囲で、地方交付税措置

「平成15年度地方財政の運営について(平成15年4月21日付け総務事務次官通知)」において、PFIの活用を促すとともに、「全国都道府県地方課長・財政課長合同会議(平成15年4月21日開催)」等において、PFI事業の積極的な活用について協力を求めたところ。

(参考) (財)地域総合整備財団と連携したPFI普及・啓発事業

PFIアドバイザー派遣事業 (平成15年度実績 59団体)

PFI研修会の開催

(平成15年度実績 4ヶ所 参加人数 約800人)

PFI意見交換会の開催

(平成15年度実績 2ヶ所 参加人数 約380人)

自治体PFI推進センターの設立

地方自治体におけるPFI事業の円滑な推進に資することを目的として、PFI事業に関心のある地方自治体間の意見交換及び情報の共有の場等として、「自治体PFI推進センター」を平成14年度に設立。

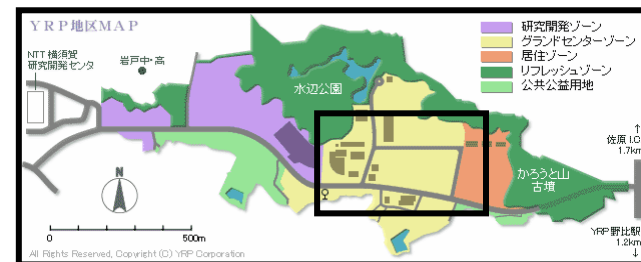
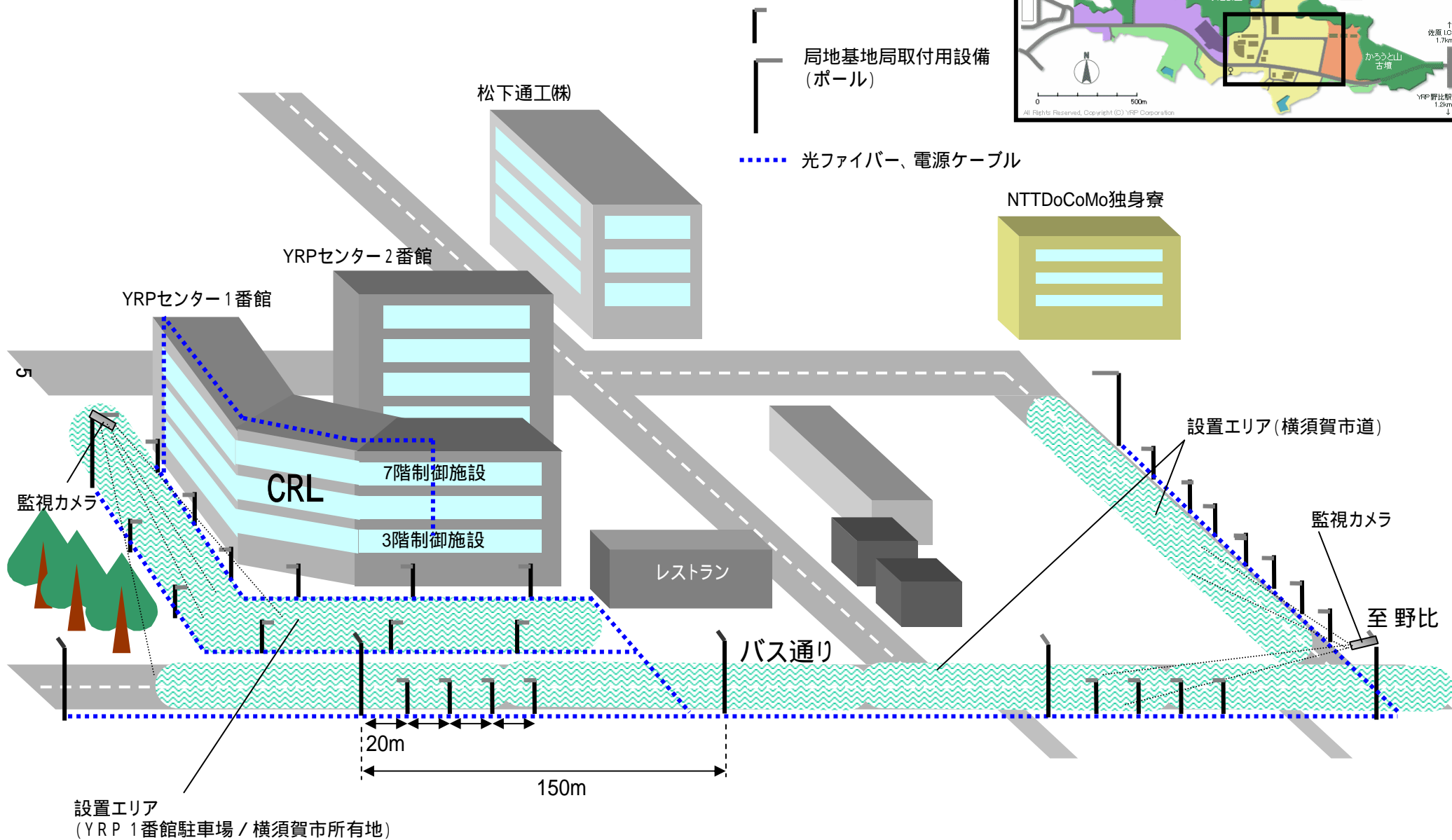
横須賀リサーチパーク位置図 及び 地区内図

CRL横須賀無線通信研究センター

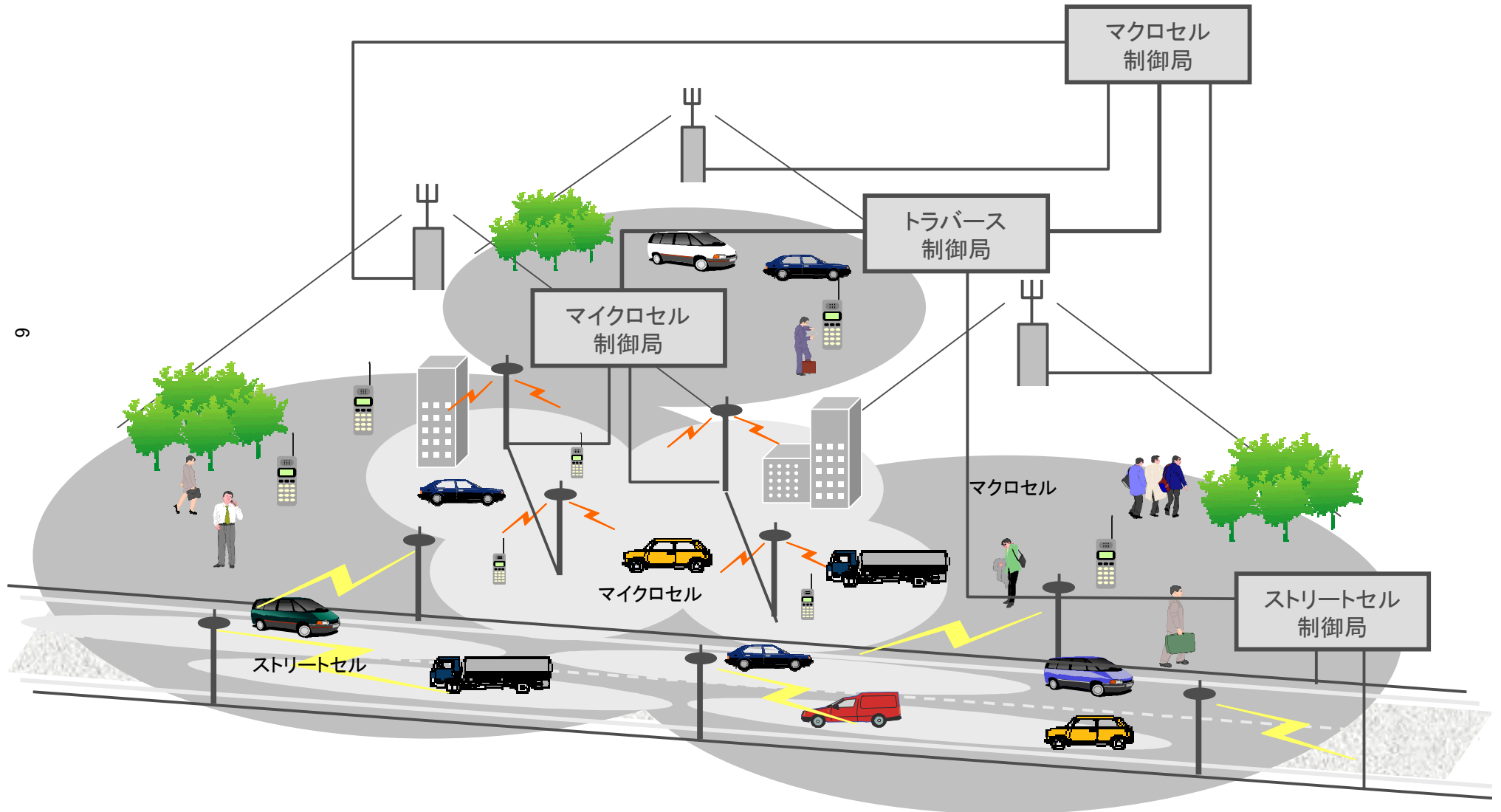
(YRPセンター1番館内 : 神奈川県横須賀市光の丘3番4号)



試験施設設置位置 概略図



移動体通信試験施設を用いた実験の概念図



地方公共団体におけるPFI事業例(実施方針公表済)

平成16年3月4日

施設の種類	団体名	事業名	備考
教育・文化関連施設	東京都	区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業	
		多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	
	神奈川県	神奈川県立保健医療福祉大学(仮称)施設整備事業	供用開始済
		神奈川県立近代美術館新館(仮称)施設整備等事業	供用開始済
		海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業	
	兵庫県	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	
	岡山県	岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業	
	香川県	情報通信科学館(仮称)整備等事業	
	静岡県	西遠地区新構想高等学校(仮称)整備事業	
	千葉県	(千葉県) 千葉市少年自然の家(仮称)整備事業	
	東京都	(東京都) 杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	
	東京都	(仮称)国分寺市立市民文化会館整備運営事業	
	神奈川県	(仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業	
	岐阜県	羽島市民プールの整備・運営事業	供用開始済
	兵庫県	(仮称)加古川市立総合体育館整備PFI事業	
埼玉県	(仮称)生涯学習センター整備等事業		
東京都	(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業		
宮城県	新仙台市天文台整備・運営事業		
廃棄物処理施設	埼玉県	彩の国資源循環工場整備事業	
	岡山県	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	
	北海道	留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業	
	静岡県	長泉町一般廃棄物最終処分場(仮称)の整備・運営事業	
	愛知県	(仮称)新リサイクルセンター整備等事業	
	秋田県	大館周辺広域市町村圏組合・ごみ処理事業	
	愛知県	名古屋市鳴海工場整備・運営事業	
	神奈川県	(仮称)藤沢市有機質資源再生センター整備運営事業	
	静岡県	(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業	
	島根県	益田地区広域市町村圏事務組合 益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業	
複合公共施設	滋賀県	(仮称)滋賀21会館整備PFI事業	
	岡山県	新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)整備事業	
	大分県	大分県女性・消費生活会館(仮称)整備事業	供用開始済
	京都府	京都御池中学校・複合施設整備等事業	
	東京都	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業	
	千葉県	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業	
	福井県	鯖江市地域交流センター・特定公共賃貸住宅整備等PFI事業	
	三重県	桑名市図書館等複合公共施設整備事業	
	大分県	(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業	
	大分県	(仮称)大分市植田総合市民行政センター整備事業	
	千葉県	新浦安駅前複合施設整備運営事業	
	福島県	いわき市文化交流施設整備等事業	

地方公共団体におけるPFI事業例(実施方針公表済)

平成16年3月4日

駐車場・駐輪場	大阪府		江坂駅南立体駐車場整備事業	供用開始済
	足立区	(東京都)	竹の塚西自転車駐車場整備運営事業	供用開始済
	取手市	(茨城県)	取手駅北地区C街区共同ビル整備事業	
	鯖江市	(福井県)	鯖江駅周辺駐車場整備事業	供用開始済
義務教育施設等	橿原市	(奈良県)	橿原市近鉄八木駅前地下駐車場等施設整備事業	中止
	千葉市	(千葉県)	千葉市大宮学校給食センター(仮称)整備事業	
	調布市	(東京都)	調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業	供用開始済
	新津市	(新潟県)	学校給食共同調理場整備事業	
	四日市市	(三重県)	四日市市立小中学校施設整備事業	
	川俣町	(福島県)	(仮称)川俣町学校給食センターの整備・運営等事業	中止
	野洲町	(滋賀県)	野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業	
	八雲村	(島根県)	八雲村学校給食センター施設整備事業	供用開始済
	古川市	(宮城県)	(仮称)古川南中学校設計、建設、維持管理及び運営事業	
	上山市	(山形県)	上山市学校給食センター建設・維持管理等事業	
	泉大津市	(大阪府)	(仮称)泉大津市立戎小学校整備事業	
浦安市	(千葉県)	仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業		
港湾施設	茨城県		常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	供用開始済
	広島県		吉島地区ポートパーク(仮称)整備運営事業	
	名古屋港管理組合		名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業	
	神戸市	(兵庫県)	マリニピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業	供用開始済
観光施設	北九州市	(福岡県)	ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業	
	三重県		紀南交流拠点事業	中止
	神戸市	(兵庫県)	神戸市摩耶ロッジ整備等事業	供用開始済
病院	指宿市	(鹿児島県)	指宿地域交流施設整備等事業	
	島根県		島根県立こころの医療センター(仮称)整備・運営事業	
	高知県・高知市病院組合		(高知県) 高知医療センター整備運営事業	
	近江八幡市		(滋賀県) 近江八幡市民病院整備運営事業	
ごみ処理施設の余熱利用施設	八尾市	(大阪府)	八尾市立病院維持管理・運営事業	
	仙台市	(宮城県)	(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	
	福岡市	(福岡県)	福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業	供用開始済
	市川市	(千葉県)	市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業	
浄水場排水処理施設	岡山市	(岡山県)	当新田環境センター余熱利用施設整備・運営事業	
	神奈川県		寒川浄水場排水処理施設更新等事業	
	埼玉県		大久保浄水場廃水処理施設等整備・運営事業	
	千葉県		(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業	
発電設備	香春町	(福岡県)	香春町浄化槽整備推進事業	
	東京都		朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業 森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業	

地方公共団体におけるPFI事業例(実施方針公表済)

平成16年3月4日

社会福祉施設	新潟県		緑風園改築及び運営事業	
	中央区	(東京都)	痴呆性高齢者グループホーム等の整備・運営事業	
	中野区	(東京都)	江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業	
	杉並区	(東京都)	杉並区新型ケアハウス整備等事業	
			杉並区井草介護強化型ケアハウス整備等事業	
	市川市	(千葉県)	市川市ケアハウス整備等PFI事業	
	長岡市	(新潟県)	長岡市「高齢者センターしなの(仮称)」整備、運用及び維持管理事業	
	鯖江市	(福井県)	鯖江市ケアハウス整備等PFI事業	
高浜市	(愛知県)	新型ケアハウス整備等事業		
山陽町	(山口県)	山陽町新型ケアハウス整備事業		
庁舎・試験研究機関	神奈川県		神奈川県衛生研究所等施設整備等事業	供用開始済
	埼玉県		埼玉県浦和地方庁舎ESCO事業	
	仙台市	(宮城県)	仙台市東京事務所建替え等事業	中止
	千葉市	(千葉県)	千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業	供用開始済
	東大阪市	(大阪府)	(仮称)東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業	
公営住宅	山形県		PFIによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業	
	広島県		県営上安住宅(仮称)整備事業	
	埼玉県		県営坂地区住宅整備事業	
火葬場	札幌市	(北海道)	(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業	
	越谷市	(埼玉県)	仮称越谷広域斎場整備等事業	
	呉市	(広島県)	(仮称)呉市斎場整備等事業	
	豊川宝飯衛生組合	(愛知県)	「豊川宝飯衛生組合斎場会館(仮称)」整備運営事業	
産業育成支援施設	岡山県		岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター(仮称)整備等事業	供用開始済
都市公園	北海道		道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業	
	横須賀市	(神奈川県)	横須賀市長井海の手公園整備等事業	
再開発事業	横浜市		戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店舗整備等事業	
その他	埼玉県		埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO事業	
	石川県		金沢競馬場省エネルギー対策事業	供用開始済
	愛知県		愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業	
	横浜市	(神奈川県)	横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	供用開始済
	日立市	(茨城県)	日立市温泉利用施設整備等事業	中止
	八鹿町	(兵庫県)	とがやま温泉施設整備事業	供用開始済
	神戸市	(兵庫県)	神戸市中央卸売市場本場再整備事業	

事業数計 112
 (うち供用開始済) 19

公の施設の指定管理者制度について

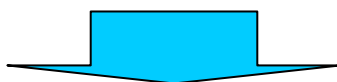
公の施設の管理に関する制度の改正

(現行)(地方自治法第244条～第244条の4)

管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。

- ・ 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの(1/2以上出資等)
- ・ 公共団体(土地改良区等)
- ・ 公共的団体(農協、生協、自治会等)



(改正後)

指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・ 指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。
- ・ 指定管理者も、使用の許可を行うことができるものとする。

例えば

地方公共団体が設置する文化センターの管理を、株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。

PFI事業で建設した施設について、PFI事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能に。

公の施設の指定管理者制度の概要

公の施設の管理に関する制度の改正

地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(「指定管理者」)による管理の代行制度へ転換

条例の制定

個々の公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合における次の事項

- ・ 指定の手續(申請、選定、事業計画の提出等)
- ・ 業務の具体的範囲(施設・設備の維持管理、個別の使用許可)
- ・ 管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件)

指定の方法

の条例に従い、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定め指定。

利用料金制(公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として收受する制度)

従来管理受託者と同様に、利用料金制をとることができることとする。

事業報告書の提出

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出。これにより、当該公の施設の目的に沿った利用をチェック。

地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適當な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令。

指定管理者の行った利用関係の設定に対する不服申立て

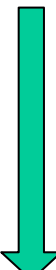
処分に該当する個々の利用関係の設定に関する不服申立てについては、地方公共団体の長に対する審査請求として整理。

公の施設の指定管理者制度について

(公の施設の管理に関する地方自治法改正)

～ 民間事業者のノウハウを活用した公の施設の管理が可能に～

改正前 民間事業者は対象外



公の施設の管理業務の委託先を公共団体(土地改良区等)、公共的団体(農協、生協、自治会等)及び地方公共団体の出資法人に限定。

改正後 民間事業者の参入可能

管理の主体に特段の制約を設けず。

平成15年9月2日から施行

(具体例)

体育館

民間のフィットネスクラブ

文化センター・美術館・博物館

ホテル・リゾート・文化芸術関連企業

図書館

出版・書籍関連企業

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意

を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認められる場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)
第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申

立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。

この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。